

## 太田市グループホーム施設整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者の地域での自立生活の促進及び福祉の向上を図り、住まいの場を整備することを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（以下「グループホーム」という。）を運営（同一法人での運営に限る。以下同じ。）する事業者に対し、その施設整備費の一部を補助することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 太田市グループホーム施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）で、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 市内において市民に対し障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス又は児童福祉法（昭和22年法律第64号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を5年以上提供してきた者で、その実績が良好であると市長が認めたものであること。
- (2) 補助金の交付を受けようとするグループホーム1棟当たりが6床以上を有するものであること。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、群馬県知事の指定を受けた又は指定を受ける予定のグループホームの施設整備に要する費用とする。

- 2 前項に規定する施設整備に要する費用とは、同項に規定するグループホームの創設、増築及び改築に要する費用をいう。

### (補助対象の条件)

第4条 補助金の交付を受けた者は、群馬県から共同生活援助を行う事業者として指定された日（以下「指定日」という。）から10年以上（同一事業所において指定日以後にグループホームの運営内容を変更して共同生活住居を追加する場合は、その変更について群馬県から承認を受けた日から10年以上）、その運営を維持しなければならない。

2 グループホームの売却、賃貸等をした場合は、前項に規定する運営は維持できていないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号）第2の6の規定による算定基準に準じた整備金額に8分の1を乗じて得た額とし、グループホーム1棟当たり、その創設については400万円、その増築及び改築については200万円を限度とする。ただし、1,000円未満の額は、切り捨てるものとする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が第4条第1項の規定に違反したときは、当該決定を取り消し、補助金を交付しているときは、当該補助金の交付の決定を受けた者に対し、補助金交付額に所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第120条の2に規定する定率法により算出された残存価格を総事業費で除した金額を乗じて得た額（金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの）の返還を求めることができる。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により補助金の交付を受けた者については、この要綱の失効後も、第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の太田市グループホーム施設整備費及び土地購入費補助金交付要綱の規定により交付の決定を受けたグループホーム施設整備費及び土地購入費補助金については、なお従前の例による。